

佐賀市工事請負契約等に係る契約保証の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が締結する建設工事請負契約、測量、建設コンサルタント等業務委託契約及び建設関連維持管理等業務委託契約（以下「工事請負契約等」という。）に必要な契約保証金等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(契約保証の方法)

第2条 契約保証の方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 前号に代わる担保となる有価証券等の提供による保証
- (3) 金融機関等の保証
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(契約保証金の全部免除)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部免除ができるものとする。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 締結しようとする契約が、次のアからウまでのいずれかに該当するとき。

ア 契約金額が300万円未満の建設工事請負契約又は測量、建設コンサルタント等業務委託契約

イ 契約金額が80万円未満の建設関連維持管理等業務委託契約

ウ 契約金額が80万円以上の建設関連維持管理等業務委託契約において、保証人による履行保証が担保された契約

(契約保証金等の納付等)

第4条 本市と契約を締結する者（以下「契約者」という。）は、第2条第1号に規定する契約保証金又は同条第2号から第4号までに規定する契約保証に代わる担保（以下「契約保証金等」という。）を本契約締結までに納付し、又は提出しなければならない。この場合において、契約保証金等に利息は付さないものとする。

2 第2条第2号の保証による場合は、本市は有価証券等保管証書（様式第1号）を契約者に交付するものとする。

(契約保証金等の取扱い)

第5条 納付又は提出された契約保証金等は、工事目的物（業務委託契約については「成果物」と読み替えるものとする。以下同じ。）の引渡しを受けたときは、契約者に返還するものとする。

2 契約保証金等が第2条第1号による場合は、契約者から保証金還付請求書（様式第2号）を提出させ、還付するものとする。

- 3 契約保証金等が第2条第2号による場合は、契約者から有価証券等保管証書を提出させ、契約者に返還するものとする。
- 4 契約保証金等が第2条第3号又は第4号のいずれかの場合は、工事目的物の引渡しを受けるまで保証書等を保管するものとする。
- 5 工事目的物の引渡しを受けたときは、契約者から保証書に係る受領書（様式第3号）を提出させ、保管している保証書等を返還するものとする。ただし、第2条第4号の契約保証の場合は、保証書等は返還しないものとする。

（契約金額の変更の場合の取扱い）

第6条 契約金額に増額変更が生じた場合において、契約保証金等の金額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、契約保証金等の金額を変更後の契約金額の100分の10以上に達するまで契約保証金等を増額変更するものとする。ただし、契約金額の変更を行う時点での出来高が100分の50を超えていると認める場合は、この限りでない。

- 2 契約金額に減額変更が生じた場合は、契約保証金等の金額の変更は要しないものとする。ただし、契約者から請求があった場合は、この限りでない。
- 3 契約締結時に契約保証を免除した工事請負契約等が、増額変更により、変更後の契約金額が300万円以上となった場合において、契約金額の変更を行う時点での出来高が100分の50を超えていると認める場合には契約保証金等の納付又は提出は要しないものとする。

（工期又は履行期間の変更の場合の取扱い）

第7条 工期又は履行期間に変更が生じた場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第2条第3号による契約保証又は第3条第1号による契約保証金の免除を行った場合において、工期又は履行期間を延長するときは、金融機関又は保険会社の保証期間について延長を求めるものとする。
- (2) 工期又は期間を短縮するときは、保証期間の変更は要しないものとする。ただし、契約者から変更の申請があった場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

保証金還付請求書

金額 _____ 円

契約番号 第 _____ 号

工事名

保証金内訳 [現金・証券（記号 _____、番号 _____）]

上記

入札が終了
契約が完了
工事が完成

 しましたので、工事請負（入札・契約）保証金の還付を請求します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

佐賀市長 様

住所
受注者
氏名

⑩

現金の支払は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 店
口座番号 (フリガナ)	当座・普通
口座名義人	

保証書に係る受領書

佐賀市長 様

平成 年 月 日

住 所

氏 名

④

契約番号： 第 号

工事名（委託名）：

佐賀市より保証書を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。